

人身取引対策行動計画の進捗状況

平成 18 年 12 月

I 人身取引対策の重要性**II 人身取引の実態把握の徹底****1 被害者の実態把握**

- 関係機関において確認した被害者は、警察（50名：10月末）、入国管理局（34名：10月末）、婦人相談所（25名：10月末）である。
- 地方においては、関係機関の確実な連絡体制を確立するために、沖縄県の連絡会議を福岡入国管理局那覇支局が、神奈川県と同会議を東京入国管理局横浜支局が、神奈川県を除く関東地方1都5県及び甲信越地方3県の同会議を東京入国管理局が中心となって立ち上げ、本年12月には東北6県の連絡会議を仙台入国管理局が立ち上げた。

2 ブローカーの実態把握

- 警察では、本年10月末までに、61名の人身取引事犯被疑者を検挙し、そのうちブローカーは22名であった。（引率ブローカー1名、国内の受入ブローカー21名）

III 総合的・包括的な人身取引対策**1 人身取引議定書の締結**

人身取引議定書締結についての国会の承認を平成17年6月8日に得た。

○出入国管理及び難民認定法の改正

人身取引等の被害者に在留特別許可を付与することができることのほか、人身取引等の加害者について新たに退去強制事由に加えることなどを内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部改正案」を含む「刑法等の一部改正案」は、平成17年6月16日に可決・成立。人身取引等に係る規定については同年7月12日から施行。

2 人身取引を防止するための諸対策の推進**(1) 出入国管理の強化**

- 平成17年4月から6月まで、タイにおいて偽変造文書鑑識を行うリエゾン・オフィサーを派遣し、本年度においても、6月から6か月間の予定で派遣している。さらに、厳格な上陸審査を実施している。
- 警察、入国管理局との合同摘発により、フィリピン人女性2名の被害者を保護するとともに、ブローカー2名、雇用主等3名を検挙した。

(2) 旅行関係文書のセキュリティ確保

旅券の券面情報の一部及び顔画像を電磁的方法により記録することができる旨規定した「旅券法の一部改正案」は、昨年6月3日に可決・成立。現在、本年3月20日以降に申請された日本旅券（緊急旅券を除く）は全てIC旅券となっている。

- 外務省では、ほぼ全ての在外公館において、偽変造防止技術を施した顔写真付きMRV（機械読取り式査証）を発給できるシステムを整備した（本年11月に偽造防止技術を改良）。

(3) 「興行」の在留資格・査証の見直し

法務省では、平成17年3月及び平成18年6月の二度にわたり「興行」の在留資格についての基準省令の改正を実施した。

- 平成17年の基準省令改正においては、外国人芸能人の芸歴要件の明確化を行った。
- 平成18年の基準省令改正においては、契約機関の経営者等に係る適格要件の厳格化を行った。
- 「興行」資格で入国し、雇用主等から旅券を取り上げられ、監視カメラでの行動制限、ノルマを課した店外デートや同伴出勤サービス等の強要、不合理な罰金制度による金銭の搾取等の扱いを受けたりしながら、ホステスとしての役務を強いられていたフィリピン人女性18名の被害者（10月末）を保護した（なお、平成17年は同様に「興行」で在留していた被害者68名を保護）。
- 外務省では、「興行」を含む在留資格認定証明書取得済みの申請案件について、在外公館の審査で本人性の確認を徹底するよう在外公館に指示した（平成17年4月）。
- 「興行」査証審査の厳格化に伴い、知人・婚約者訪問等目的を偽装して「短期滞在」査証を申請する者もあることから、在外公館においては、短期滞在査証についても厳格な審査を行っている。

(4) 偽装結婚対策

- 警視庁と東京入国管理局において、偽装結婚を始めとする合法滞在を装う者等への取締りを徹底するための連携強化を目的とした「調査・捜査協力プロジェクト」を推進中である。
- 入国管理局、あるいは警察との合同による摘発に際し、特に人身取引の温床と思われる酒類提供飲食店等で「日本人配偶者等」の在留資格を有しホステス等として稼働している外国人に対しては、婚姻の実態を追跡調査した上で、適正な在留資格審査を実施し、入管法第22条の4の要件に該当する場合には、在留資格取消しの手続きを行う。

(5) 不法就労防止の取組み

刑法に新設された人身売買罪等を風俗営業の欠格事由とするとともに、風俗営業等を営む者に、外国人を接客従業者として雇用する場合には、在留資格等の確認義務を課す規定を盛り込んだ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が本年5月1日に施行。

- 警察で本年10月末までに検挙した被疑者61名のうち、入管法の不法就労助長罪を適用して検挙した被疑者は19名である。また、ブローカー22名を検挙した。
- 厚労省では、毎年6月に実施している外国人労働者問題啓発月間に向けて関係機関に通達を発出した（本年5月）。また事業主向けパンフレットの作成・配布、及び外国人雇用管理セミナーの開催等を引き続き実施している。

(6) 売買春防止対策の推進

- 警察では、派遣型売春事犯に重点をおいた取締りと改正児童買春・児童ポルノ禁止改正児童福祉法に基づき、児童の商業的・性的搾取の取締りを推進している。

具体的事案

タイ人女性に約500万円のいわれなき借金を負わせ、デリヘルを仮装した売春クラブで売春を強要していたタイ人女性3名とデリヘル経営者等日本人男性3名を売春防止法、職業安定法等で逮捕した（本年7月）。

3 人身取引を撲滅するための諸対策の推進

(1) 刑事法制の整備

人身売買罪の創設を内容とする「刑法等の一部改正案」は、平成17年6月16日に可決・成立。同年7月12日から施行。

具体的事案

警察では、人身売買罪が施行された昨年7月から本年10月までの間に、5事件で人身売買罪を適用して被疑者を検挙した。

インドネシア人女性2名を買い受けたタイ人女性2名と売り渡したインドネシア人女性1名を逮捕した事件（本年4月）やインドネシア人女性1名を買い受けた台湾人女性1名と売り渡した日本人男性1名を逮捕し、売り渡したインドネシア人女性1名の逮捕状を取得した事件（本年3月）などがある。

(2) 取締りの徹底

- 警察では、本年10月末までに61名の被疑者を検挙した。内訳は、経営者等が39名で、ブローカーが22名である。また、被疑者に適用した法律・罪名をみると、刑法の人身売買罪、入管法の不法就労助長罪、売春防止法違反、風営法違反、職安法違反、児童福祉法違反等である。
- 検察では、人身取引事犯に対しては、関係罰則を積極的に活用し、厳格な科刑の実現に努めており、人身売買罪を適用して起訴した件数は19件であり、一審判決を言い渡された9名のうち7名が実刑判決を受けている。（平成18年10月末日現在法務省刑事局に報告があったもの）

(3) 旅行文書等に関する情報交換の推進

- 外務省では、紛失・盗難により失効処理した旅券情報（旅券番号等）を警察庁を通じてICPOに提供している。（平成16年11月提供開始）
- 外務省では、外務本省と在外公館、関係省庁との間の査証関連情報の共有化をはかるためのネットワークシステム（査証WAN）の整備を進めており、これまでに195公館に設置した。

(4) 諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進

- 警察では、関係省庁、関係国大使館等コンタクトポイントとの会議の開催等により情報交換を積極的に推進し、大使館・入国管理局からの連絡により19名の被害者を保護した。また、本年12月19日にコンタクトポイント連絡会議を開催予定である。
- 国際捜査共助に関する二国間条約の締結及びその進捗状況については、米国との間での条約が発効したほか（本年7月）、韓国との条約も署名に至った（本年1月）。その他、香港、中国及びロシア等についても条約締結のための交渉を開始し、又準備中である。
- 法務省では、「東南アジア諸国出入国管理セミナー」において、人身取引についての情報交換を行った。

「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国入国管理局に対し、人身取引に関する情報等出入国管理情報を提供することができる旨の規定が新設された。

4 人身取引被害者の保護

(1) 被害者の認知

- 警察が本年10月末までに保護した被害者50名のうち、警察署、交番で保護した被害

者は6名である。

- 被害者への対応については、警察、入国管理局、婦人相談所等の関係機関に対して適切に対応するよう通達した。
- コンタクトポイントの周知については、警察庁をはじめ関係省庁、NGO及び関係在京大使館で作成した、名刺サイズでインドネシア語等を追加した新しいリーフレットを50万部作成し、被害者の手に届くように配布している。

(2) シェルターの提供

- 婦人相談所では、保護を求めてきた被害者については全員を保護した。(平成13年度1名、14年度2名、15年度6名、16年度24名、平成17年度112名、本年10月末現在18名)

具体的事案

警察が無許可営業の飲食店で働いていたタイ人女性を、他県の店から転売され売春を強要されていた人身取引被害者として保護。その後、婦人相談所、警察、入国管理局、大使館、IOM が緊密な連携を図り、被害女性の支援にあたって身体的・心理的負担に十分配慮し、被害女性は捜査協力の後、安全に帰国した。(本年8月)

厚生労働省では、平成17年度より、婦人相談所からの委託により、民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護のために、1000万円の予算措置を行った(平成17年4月～本年10月末：53名)。

- 保護した被害者のほとんどが帰国希望であり、関係機関と連携しながら被害者の状況に合わせて適切に保護できるよう支援している。また、全国児童相談所長会議にて、全国の児童相談所長あて、被害者が児童である場合には、婦人相談所との連携のもと必要に応じて適切な支援の措置を講ずるよう昨年に引き続き説明を行った。(本年6月)なお、児童相談所で保護した被害児童は平成17年度は6名であった。
- 法務省では、被害者が早期帰国を希望している場合は、関係機関と連携して事前に事案に係る情報を入手するなどし、可及的速やかに手続を進めるよう配慮しているほか、出頭回数についても、在留特別許可の手続に必要な最小限の回数にとどめることとしている。

(3) カウンセリング・相談活動等の実施

- 婦人相談所で保護された人身取引被害者には、状況に応じて、カウンセリング等による援助を行い、カウンセリング、相談等を行うに当たっては、必要に応じて通訳を確保した(通訳雇上費を計上している)。また、必要に応じて、医師の診療に加え、場合により無料低額診療事業を行う医療機関を始めとする周辺の病院、利用可能な諸制度等について情報提供等の支援を行った。
- 厚生労働省では、人身取引被害者が無料低額診療事業の対象となる旨を都道府県等に周知した。(平成17年3月)また、本年度より、婦人相談所により一時保護された人身取引被害者について、他法他制度が利用できない場合の医療費を予算措置した。
- 法務省では、全国の法務局・地方法務局及びその支局等における人権相談の窓口において、人身取引被害者等からの相談にも応じているが、東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山の各法務局・地方法務局においては、日本語を自由に話せない外国人のために、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を開設し、相談に応じている。

(4) 交番等に駆け込んだ被害者の取り扱い

- 警察が本年10月末までに保護した被害者50名のうち、警察署、交番で保護した被害

者は6名である。これらの被害者について、当該外国人女性の母国語を解する職員や女性職員を当てるなどして事情聴取に努め、大使館等と速やかに連絡をとるなどして婦人相談所等での保護を実施した。

- 交番等に保護を求めた外国人女性等が人身取引被害者であると認められ、警察署等から婦人相談所に対し人身取引被害者の保護の依頼がなされた場合には、民間シェルターや入国管理局、大使館等と連携を図りつつ被害者の保護を行った。(実績：平成13年から本年10月末迄に保護した163名中、警察からの依頼は81名)

(5) 被害者の在留資格の取り扱い

「出入国管理及び難民認定法」が改正され、人身取引等の被害者に在留特別許可を与えることができる規定を整備。

- 入国管理局は不法残留等入管法違反者であった47名(平成17年)に対し、在留特別許可を付与した。また、本年も同様に15名(10月末現在)に在留特別許可を付与している。

(6) 被害者の安全の確保

- 婦人相談所に警備員の配置を行い、警備体制の強化を進めるとともに、随時最寄りの警察署等に相談し、警護等を要請するなど、被害者の安全確保を行っている。

(7) 被害者の帰国支援

- 被害者の帰国支援については、警察、入国管理局、婦人相談所等の関係機関が緊密に連携し、平成18年10月までにフィリピン人女性43名、インドネシア人女性30名、タイ人女性8名、台湾人女性6名、コロンビア人女性1名の合計88名の帰国支援に関与。帰国支援においては、国際移住機関(IOM)が、被害者の本国への移送及び帰還後の社会復帰支援等を実施した。

外務省では、本年度、人身取引被害者の帰国支援のために、IOMに対して約3600万円を拠出した。

5 人身取引対策推進に際しての留意事項

(1) 内外の関係機関等との連携

- NGOと関係省庁連絡会議幹事会との意見交換会を行った(本年2月)。
- 政府協議調査団を本年5月にタイ・インドネシアに派遣し、政府関係機関、NGO、国際機関と意見交換を実施した。タイとの間で、日タイ共同タスクフォースの正式な立ち上げに合意し、人身取引の防止、法執行、保護の3分野で協力を行うこととなった。

警察では、本年度、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取に関するシンポジウムの開催のために、約700万円の予算措置を行った。

- 「人身取引問題に関する国際シンポジウム」を外務省、国立女性教育会館(NWEC)、国際移住機関(IOM)の共催で本年2月に開催した。関係省庁、都道府県行政職員、都道府県及び市区町村の国際交流担当、NGO関係者、研究者、一般市民等約300名が参加した。
- ODA(無償資金協力)や人間の安全保障基金を通じ、関係国際機関やNGOリストへ財政支援を行っている。本年3月には、国際労働機関(ILO)が実施する「タイ・フィリピンに於ける帰還したトラフィッキング被害者の経済社会的能力強化事

業」に対し、人間の安全保障基金を通じ約 2 億 1,155 万円の支援を行うことが決定された。また、本年 10 月には UNICEF が中央アジアで実施する人身取引対策への支援（20 万ドル）が決定された。

- 警察では、児童の商業的・性的搾取に関わる人身取引対策の一環として、NGO との協力関係を含めた東南アジアにおける国外犯の捜査協力を拡充・強化するため、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」を開催し、インドネシア・タイ・フィリピン・カンボジアの捜査機関、国内外の NGO 等との意見交換・情報交換を実施した。（本年 11 月）
- 外務省では、人身取引に関する国連関係機関調整会合を UNODC と共催した。IOM, ILO, UNICEF, UNIFEM, UNDAW, UNHCR が出席し、各国際機関が協力して人身取引対策にあたっていく上での問題点、関係機関共通のデータベースの作成等の計画等につき議論された。（本年 9 月）

（2）社会啓発・広報の実施

- テレビ（2 番組）、ラジオ（1 番組）、新聞（広告）、雑誌（時の動き、あかれんが、外交フォーラム等）等あらゆる広報媒体を活用して、人身取引対策についての広報を実施した。
- 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター（2 万 5 千枚）を作成配布した（本年 3 月）。
- 外務省では、内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省と編集協力し、「日本の人身取引対策」パンフレット（5 千部）を作成配布した（本年 2 月）。

（3）人身取引対策に関係する職員に対する研修・訓練

- 警察庁、外務省、法務省、厚生労働省においては、それぞれ人身取引対策に係わる職員に対する研修を随時実施した。
- 厚生労働省においては、「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」を民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した。（本年 3 月）

（4）行動計画の検証・見直し

- 人身取引対策関係省庁連絡会議を開催し、施策の進捗状況について、確認を行った（本年 12 月）。

以上